第五条の三第十項第八号中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、「委託する試験研究」の下に「（委任契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定（以下この項において「委任契約等」という。）により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下第十二号までにおいて同じ。）」を加え、「契約又は協定（当該契約又は協定において、当該」を「その委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する」に、「の額を負担する」を「を負担する」に、「の帰属に関する事項」を「が当該個人に帰属する旨」に、「並びに次号及び第十号」を「及び次号から第十二号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「の額を負担する」を「を負担する」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「並びに前号イ」を「、成果活用促進事業者並びに第三号イ」に改め、「当該費用」の下に「の額」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　成果活用促進事業者（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者その他これに準ずる者で財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等並びに前号イ及びロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究（当該成果活用促進事業者の行う同条第一項第三号ハに掲げる研究開発その他これに準ずる研究開発として財務省令で定めるもの（第十一号において「成果実用化研究開発」という。）に該当するものに限る。）で、当該成果活用促進事業者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該成果活用促進事業者の役割分担及びその内容、当該個人及び当該成果活用促進事業者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人及び当該成果活用促進事業者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第五条の三第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第十条第八項第五号の二に規定する政令で定める金額は、同項第一号ロに規定する棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額とする。

第五条の四を次のように改める。

第五条の四　削除

第五条の五第三項第二号及び第三号中「令和三年」を「令和五年」に改め、同条第八項中「、第十条の五の二第三項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第十条の三第一項に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約

二　外国における匿名組合契約又は前号に掲げる契約に類する契約

第五条の五に次の一項を加える。

10　法第十条の三第六項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第百二十条の二第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

第五条の五の三第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改める。

第五条の六の二を次のように改める。

第五条の六の二　削除

第五条の六の三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「、第十条の五の二第三項及び第四項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第十条の五の二第三項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の五の三第一項に規定する政令で定めるものは、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　号）附則第九条第二項に規定する中小企業者等で同項の規定により中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第六項に規定する特定事業者等とみなされるものとする。

第五条の六の四第一項中「第十条の五の四の二第一項」を「第十条の五の五第一項」に改め、同条第二項中「第十条の五の四の二第三項」を「第十条の五の五第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の六の六　法第十条の五の六第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本を除く。）とする。

2　法第十条の五の六第七項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の六第七項の規定による控除をすべき金額を控除する。

3　法第十条の五の六第七項及び第八項に規定する政令で定めるものは、同条第一項に規定する情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることについて主務大臣（同法第百四十七条第一項第六号に定める大臣をいう。）の確認を受けたものとする。

4　法第十条の五の六第八項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の五の六第七項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第八項の規定による控除をすべき金額を控除する。

5　法第十条の五の六第九項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額並びに法第十条の五の六第七項及び第八項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及びこれらの規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第九項の規定による控除をすべき金額を控除する。

6　法第十条の五の六第九項に規定する政令で定めるものは、同条第五項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するもの及び同項に規定する需要開拓商品生産設備とする。

7　経済産業大臣は、第三項又は前項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第五条の六の三の二の見出し中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第二項中「同条第三項第三号」を「同条第三項第三号イ」に改め、同項第一号中「次号イ」を「次号」に改め、「と当該適用年の地方事業所基準雇用者数から当該適用年の新規雇用者総数（同条第三項第九号に規定する新規雇用者総数をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した数とを合計した数」を削り、同項第二号中「から同項」を「のうち同号ロに規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数に達するまでの数から同項に」に、「次に掲げる数を合計した数」を「特定新規雇用者基礎数のうち同号イに規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数」に改め、同号イ及びロを削り、同条第四項中「同項各号」を「同項第一号中「当該個人」とあるのは